

川にゴミを捨てる行為は違法です!!



平成30年度河川エリア別不法投案件数 (件/年)

十勝川中流、上流、音更川上流、下流、札内川上流、下流

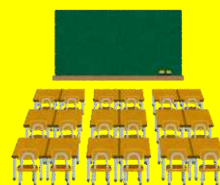


**十勝川流域
ゴミ被害マップ**

帯広河川事務所管内

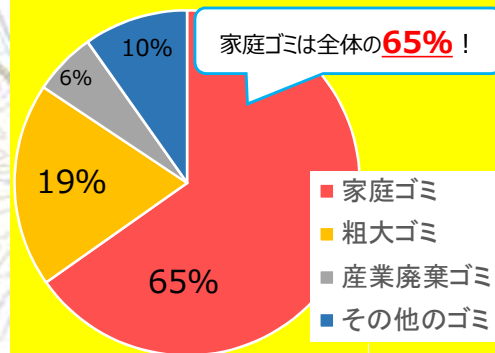
H30年度 不法投棄ごみ処分量

H30年度は※**409m³**を
約**350万円**で処分しました



× 2

※小学校**2クラス**の教室いっぱいの容積



H30年度 不法投棄ごみ種類内訳

北海道開発局 帯広開発建設部
帯広河川事務所

〒089-0536 北海道中川郡幕別町札内西町73番地6

TEL 0155-25-1294



帯広河川事務所HP



洗濯機



タイヤ



花火、BBQ



家庭ゴミに放火

河川にゴミを捨てる行為は違法です

※各市町村のルールに従い、ゴミを処分しましょう。

河川法(河川法施行令第16条の4)

何人も、みだりに次の行為をしてはならない

河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物をすてること

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。(第5条)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

監視強化中

不法投棄や違法焼却は法律で罰せられます!



知っていますか?

ごみをみだりに投棄したり、法令で定める方法によらず焼却した場合、「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条及び第25条**」により、**5年以下の懲役または1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金**が科せられるなど厳しい罰則が設けられています。

さらには投棄した廃棄物の回収や現状復旧の費用を請求されるなど、多額の費用負担を負うことになります。

また、法律だけでなく、**氏名公表などの罰則条例**を設けている自治体もあります。

不法投棄を未然に防ぐために

帯広河川事務所では不法投棄禁止看板等を設置するとともに、河川の適正な管理のために**パトロール**を実施しています。また、各自治体では**ボランティアによる清掃活動**を行っているほか、十勝総合振興局の主催で「**とかち不法投棄やめさせ隊**」を一般・団体に広く募集し、投棄物を発見した時には行政に通報、投棄行為を見かけた時には110番通報をする活動を行なっているなど、不法投棄を未然に防ぐために、住民や企業、団体、行政が一体となり**地域ぐるみで監視体制**を強化しています。

近年の事例

平成29年、帯広川の河川敷地において、家庭ゴミが不法投棄されていたのを職員が発見し、帯広警察署へ連絡した。その後、警察の捜査により原因者が特定された。



河川巡視の様子



クリーンウォーク in 札内川

十勝のみんなが監視員! 「とかち不法投棄やめさせ隊」

隊員募集集中!!

【隊員登録の流れ】

- 1. 宣言します**
十勝総合振興局 HP より応募用紙をダウンロードし、内容を確認のうえ、必要事項を記入し十勝総合振興局へ提出してください。
- 2. 登録されます**
宣言された方には、マスコット「ふわリン」の登録証、通報マニュアル、ステッカーを配布します。
- 3. 不法投棄を見つけたらすぐ連絡!**
日常生活の中で不法投棄を見つけたら、すぐに情報提供をお願いします。

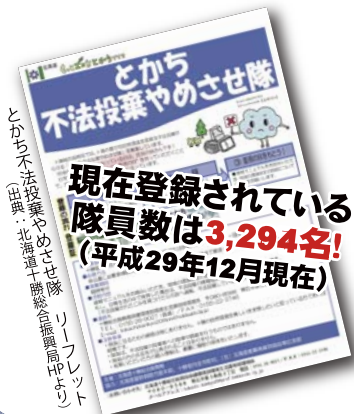
不法投棄を未然に防ぐためには、住民や企業、団体、行政が一体となって地域ぐるみの監視を強化し、“不法投棄をさせないまちづくり”のため自分たちの町をみんなで監視し、お互いに地域を守る取組を進めることが大切です。

そこで、十勝の豊かな自然環境を悪質な不法投棄から守る『とかち不法投棄やめさせ隊』隊員を広く募集しています。

地域のことを一番よく知っているのは住民の皆さんです。日常生活の中で、不法投棄を見かけたり、不法投棄物を発見した時に連絡をいただくことで、地域の環境保全につながる活動となります。



マスコットキャラクター『ふわリン』



とかち不法投棄やめさせ隊
出典:北海道十勝総合振興局HP(リフレット)